山口事務所発:人事労務レポート速報版 vol.81(平成 27 年 6 月 15 日)

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に 関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【目次】

- 1. テレワークに関する調査結果
- 2. 外国人雇用の注意点
- 3. 年金事務所への会社法人番号等の届出

■社会保険 万務士山口事務所:	http://www.ys-office.co.jp/	

1. テレワークに関する調査結果

独立行政法人労働政策研究・研修機構が在宅勤務等のテレワークに関する調査結果 を公表しました。

テレワークを実施している企業は「制度として」「裁量・慣習として」を合わせても 13.2%ですが、実施している企業や従業員からは業務の生産性・効率性の向上や移動・通 勤時間の短縮、従業員のゆとりある健康的な生活などのメリットが挙げられています。

一方デメリットとして、テレワーク全般で約4割の企業が労働時間管理の難しさを、また従業員の38.3%が労働時間と労働時間以外の切り分けの難しさ、21.1%が長時間労働になりやすい点を挙げていることから、テレワーク制度導入・運用のポイントの一つに労働時間管理があることがうかがえます。

調査結果を見ると、テレワークの労働時間管理方法は「始業・終業時刻を電話やメールで伝達」する方法が最も多く、その他に「情報通信機器を利用して常時通信可能」や「まとめて業務報告などで報告」などがあります。労働時間管理は安全衛生面でも重要ですので、何かしらの方法で従業員の労働時間を把握することが大切です。

労働力人口が減少傾向にある中、働き方に柔軟性が生まれるテレワークは雇用確保の手段としても有効です。

育児や介護を行う従業員などはテレワークを活用すれば仕事と家庭の両立も可能になります。

会社の実情に合った労働時間の管理方法を定めて運用することが出来れば、労使双方にメリットのある制度と言えそうです。

http://www.jil.go.jp/institute/research/2015/140.html

2. 外国人雇用の注意点

6月は、厚生労働省が「外国人労働者問題啓発月間」とし、外国人労働者の雇用管理について啓発活動を行っています。

日本に滞在する外国人は、だれでも雇用できるとは限りません。

外国人を雇用するときは、日本で就労できる在留資格であるか、在留期間を過ぎていないかどうかを、「在留カード」により確認する必要があります。

日本で就労可能な在留資格は、「技術・人文知識・国際業務」、「永住者」、「日本人の 配偶者等」などです。「技術・人文知識・国際業務」であれば機械設計やソフトウェア開 発等、在留資格により就労できる職種が限られるものもあります。

今年4月から、研究や研究の指導教育、事業の経営を行う「高度専門職」という在留資格が新たに創設されました。この在留資格に該当する高度の専門的な能力をもつ外国人は、一定期間在留すると在留期間が無制限となり、他の在留資格で就労できる職種のほぼ全てで活動が可能になります。

なお「短期滞在」、「家族滞在」、「留学」などの在留資格は、日本で就労することができません。

※ただし、資格外活動許可書により一定の範囲内で就労が認められる場合があります。

外国人が在留資格以外の活動をしたり、在留期間を過ぎて就労すると「不法就労」と なり、雇用している事業主も「不法就労助長罪」として罰せられる可能性がありますの でご注意ください。

在留カードには「就労制限の有無」の記載があるため、日本での就労が可能かどうかすぐに分かります。

また、社会保険の届出に必要なローマ字氏名も確認できますので、在留カードは必ず確認するようにしましょう。

その他、賃金、労働時間等の労働条件や、雇用保険・社会保険の適用基準は、日本人と変わりがありません。

参考:厚生労働省発表資料

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000086136.html

3. 年金事務所への会社法人番号等の届出

6月1日以降、会社法人番号等を年金事務所へ届け出ることとなりました。

追加された届出事項

- 1.個人・法人区分(法人か、個人事業か)
- 2.会社法人等番号(会社の謄本に記載されている番号)
- 3.本・支店区分(本社か、支店か)
- 4.内・外国区分(日本の法人か、外国の法人か)

事業所として新たに社会保険に加入する際に上記事項を記載するほか、これらの事項が変更になった場合に「事業所関係変更届」の提出が必要となります。 既に社会保険に加入している事業所で、上記項目に変更がなければ特に手続は必要ありません。

*毎月1回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の 連絡先までお気軽にご連絡ください。

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆:望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F TEL:03-5775-0762 FAX:03-5775-0763

Homepage: http://www.ys-office.co.jp

Facebook: http://www.facebook.com/ysoffice

3